愛知県内の中学生の交通事故（令和6年中）

令和6年中、愛知県内で558人の中学生が交通事故で負傷しました。死者は0人でした。

中学生の当事者別負傷者数

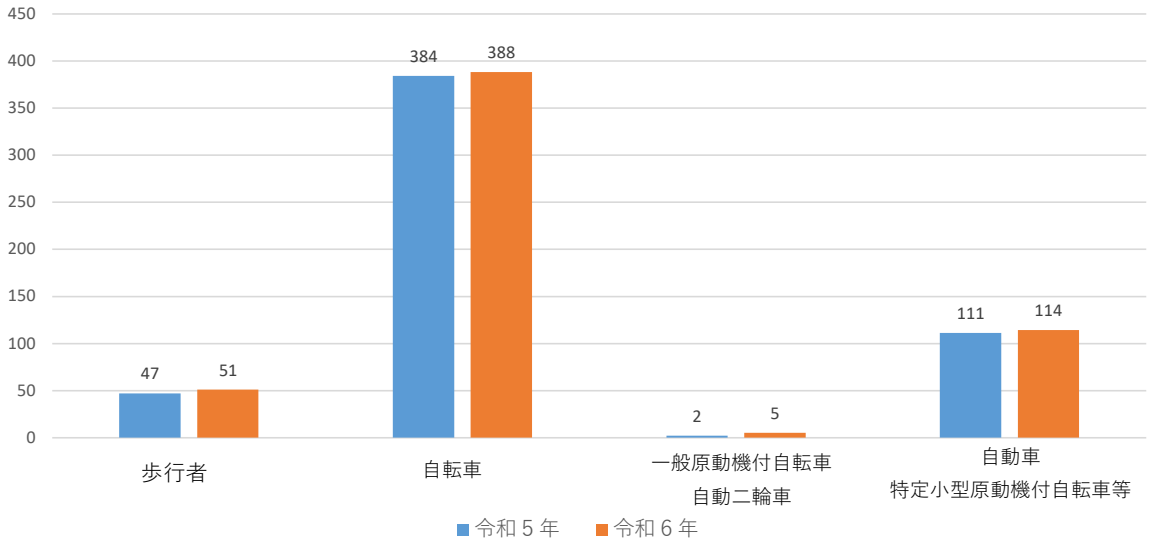

自転車安全利用五則

1　車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先

2　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3　夜間はライトを点灯

4　飲酒運転は禁止

5　ヘルメットを着用

グラフを見ると、自転車の交通事故がとても多いことが分かるね！
自転車当事者388人のうち、約９割に法令違反があるんだ！
交通ルールを必ず守ろう！

赤信号では必ず停止！
一時停止標識のあるところでは、一時停止！
見とおしがきかない交差点は徐行！

万一の交通事故に備えて、自転車保険に加入しましょうね！

自転車に関連する主な禁止行為

- 信号無視
- 一時不停止
- 右側通行
  ３月以下の懲役、５万円以下の罰金
- 並進走行
  ２万円以下の罰金、科料
  （標識により並進可の場合を除く）
- 無灯火走行
  ５万円以下の罰金
- 二人乗り
  ２万円以下の罰金、科料
- 走行中の携帯電話使用
  ５万円以下の罰金
- 走行中の大音量でのイヤホン等使用
  ５万円以下の罰金
- 酒酔い運転
  ５年以下の懲役
  100万円以下の罰金
- 傘さし運転
  ５万円以下の罰金

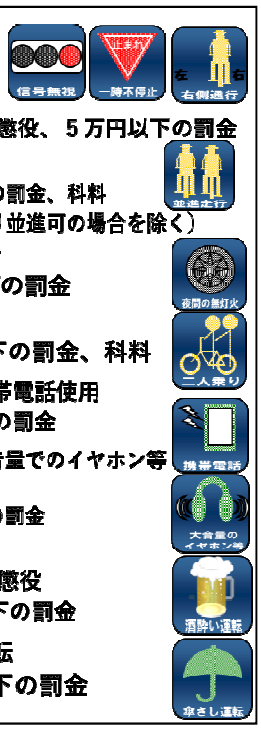

愛知県警が作成した自転車の交通ルール動画を見てください！

愛知県警察
AICHI POLICE